

応募要領

1. 公募件名

デジタル庁における健康管理・産業保健（健康管理医）の委嘱

2. 事業概要

デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁が昨年9月に設置されたところである。

デジタル庁として、庁内の業務推進体制を拡充させ、デジタル社会形成に向けた施策の迅速かつ重点的な推進に資するため、デジタル分野における専門的知見等を有し、デジタル改革を牽引する人材を、IT企業をはじめとする多方面から受け入れており、デジタル庁職員の構成は、プロパー職員の他、他府省からの出向者、民間企業経験者、自治体からの出向者など多岐にわたっている。

このような多様な職場経験を有する職員が在籍する職場環境における職員の健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置を講じていくために、人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）第9条に規定する健康管理医の有する専門的知見を活用していきたい。

そこで、官民間問わず幅広い産業医経験を有する健康管理医を委嘱するものである。

3. 公募期間

令和4年4月15日（金）から令和4年4月25日（月）

4. 業務内容

- ① 健康管理・産業保健業務
- ② 産業保健に関する研修・講義
- ③ 事業所への訪問

細部は仕様書のとおり。

なお、健康管理医を複数名に委嘱する場合は、上記の業務を分担するものとする。

5. 支払条件

1時間当たり10,000～13,000円※とし、経験年数等より決定する。

※消費税及び地方税は別途

業務の履行に当たりデジタル庁へ移動する際の交通費は健康管理医の負担とする。

6. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同

意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 各府省庁等において指名停止期間中の者でないこと。

(4) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

① 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

(5) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

(6) 上記(1)～(5)の公募参加資格のない者の提出書類等は無効とする。

7. 公募対象

以下の①から③の条件を満たすこと。

① 以下のいずれかの要件を備える者

- ・労働安全衛生法第13条第1項に規定する労働者の健康管理等（以下「労働者の健康管理等」という。）を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であって厚生労働大臣の指定する者（法人に限る。）が行うものを修了した者
- ・産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であって厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であって、その大学が行う実習を履修したもの
- ・労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が保健衛生であるもの

- ・学校教育法による大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限る。）の職にあり、又はあつた者
 - ・前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者
- ② 日本産業衛生学会が認定する「産業衛生指導医」又は「産業衛生専門医」の資格を有していること。
- ③ 国及び民間における健康管理医又は産業医の実績を有していること。

8. 応募方法等

(1) 資格、実績の提出

応募しようとする事業者は、7. に示す条件に該当するもの全てについて、資格であれば証明する書類の写し、実績については経歴のわかる書類を提出すること。

9. 応募提出書類

- (1) 参加申請書（別添様式）
- (2) 誓約書（別記）
- (3) 上記8. について確認可能な資料

10. 提出期限及び提出先等

本応募要領に従って、以下の提出期限までに郵送又は持参にて提出すること。

- (1) 提出期限：令和4年4月26日（火）正午必着
- (2) 提出先：デジタル庁戦略・組織グループ契約チーム 戸嶋宛
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町20階
電話：03-6771-8028
- (3) 本応募要領に関する問い合わせ
デジタル庁戦略・組織グループ人事チーム 関
電話：070-2476-6629

11. 委嘱先の選定

(1) 審査の方法

別紙1の選定基準により資格と経験年数を点数化して審査します。審査に当たっては、必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等を依頼する場合があります。

(2) 業務の分担

複数名の健康管理医を委嘱することになった場合、保有する資格と経験年数等を踏まえ、健康管理医の業務を分担して実施いただきます。担当業務については、委嘱後に相談して決定します。

(3) 審査結果の通知

審査の結果については、令和4年4月27日（水）までに全者へ通知します。